

周環第1489号
令和3年12月8日

山口県知事

村岡 嗣政 様

周南市長 藤井 律子



(仮称)西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和3年(2021年)11月8日付環境政策第436号で照会がありました、「(仮称)西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について(照会)」について、下記の通り回答します。

① 全般について

1. 本計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)では、「風力発電機の配置や工事計画が未定であるため、計画段階環境配慮事項として選定しない」としている環境要素全てについて、今後の環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の手続きで、調査、予測及び評価すること。また、まだ方法書に記載できない事項については、どの段階で記載できるかを明らかにすること。
2. 風力発電設備設置に伴う地盤改良が大掛かりな場合、環境に多大な影響を与えることが憂慮される。また、アクセス道路の整備、残土処分方法など工事に伴う環境への影響も懸念される。これらの問題点に対して丁寧に説明し、環境への影響を最大限回避、低減するよう検討すること。
3. 山地での諸工事に伴う土砂災害の発生防止対策や、台風等の自然災害時の風力発電設備に与える悪影響の整理と対策を検討すること。
4. 建設開始から竣工後の稼働中だけでなく、耐用年数を終えて、その後どのようにする予定なのか(廃棄するのか、まだ活用していくのかなど)を示すこと。
5. 風力発電設備設置に伴う、森林伐採による二酸化炭素(CO₂)吸収量の減少と、本事業によるCO₂削減量を比較、検討すること。また、CO₂吸収量の減少を補うための植林についても、検討を行うこと。
6. 事業実施想定区域及びその周辺における住民へは、事業内容や環境への影響などを丁寧に説明し、意見を今後の計画に十分反映させること。また、住民への説明は、メリット・デメリットを含めて分かり易く行うこと。

② 騒音及び超低周波音について

1. 騒音、振動と超低周波音の発生をできる限り最小化した風力発電設備の選定と配置を行うこと。

③ 生態系について

1. 渡り鳥の飛行ルートには十分配慮をするとともに、動植物への影響が最小限となるよう事業計画を検討すること。

④ 水環境について

1. 諸工事、特に風力発電設備設置基礎工事に伴う地下水系の変化が予想され、湧水系や河川水系へ及ぼす影響が懸念される。配慮書の環境要素の区分の「その他」に「地下水」を追加して調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水環境への影響要因として、「建設機械の稼働による水の濁り」、「造成等の施工による一時的な影響による水の濁り」、「建設機械の稼働による有害物質」の3つをあげているが、地形の改変及び施設の存在による継続的な水環境の変化についても検討を行うこと。

⑤ 景観について

1. 景観に関しては、「主要な眺望点」、「景観資源」、「主要な眺望景観」が環境要素として区分されているが、登山愛好家も多く訪れる地域でもあるので、登山ルートからの景観にも配慮すること。
2. 鹿野地区は背景となる山並み（稜線）と歴史的まちなみや赤瓦屋根が連なる家並みの調和により良好な景観を形成している。風力発電設備の設置は尾根部分であり、山並みの稜線景観にも配慮した検討を行うこと。
3. 風力発電設備の色彩に関しては、周辺の景観との調和に配慮した色彩とし、高明度・高彩度の色は避けること。

⑥ 文化財について

1. 配慮書では、記載されていない文化財があるため、現地調査等を行い、方法書以降に記載すること。